

「JAL PassAge コーポレートプラン 会員規約」新旧対照表（2022年4月1日改定）

◆改定箇所一覧 ※改定後の欄の太字、下線部分が改定箇所になります。

条文番号		改定前	改定後
条	項		
第1条		「JAL PassAge コーポレートプラン 会員規約」（以下「本規約」という）は、株式会社 JAL マイレージバンク（以下「(株) JMB」という）が、日本航空株式会社（以下「日本航空」という）から受託して行う JAL PassAge コーポレートプラン（以下「PassAge」という）に関する PassAge 会員（以下「会員」という）と日本航空および (株) JMB との権利・義務関係を定めることを目的としています。	「JAL PassAge コーポレートプラン 会員規約」（以下「本規約」という）は、 株式会社 JALサンライツ （以下「 JALサンライツ 」という）が、日本航空株式会社（以下「日本航空」という）から受託して行う JAL PassAge コーポレートプラン（以下「PassAge」という）に関する PassAge 会員（以下「会員」という）と日本航空および JALサンライツ との権利・義務関係を定めることを目的としています。
第2条	第1項	本規約は、会員番号を付与して行う PassAge について、会員と日本航空および (株) JMB に係わる一切の關係に適用します。	本規約は、会員番号を付与して行う PassAge について、会員と日本航空および JALサンライツ に係わる一切の關係に適用します。
	第2項	前項の規定にかかわらず、日本航空または (株) JMB は、必要に応じて、特定の会員との間に特約を定めることがあります。	前項の規定にかかわらず、日本航空または JALサンライツ は、必要に応じて、特定の会員との間に特約を定めることがあります。
	第3項	日本航空および (株) JMB は必要と認めるときに、本規約を改定することができるものとします。本規約が改定された場合には、日本航空および (株) JMB は相当の期間において、本規約を変更する旨および新会員規約ならびに改定の効力発生日およびその内容を会員宛に通知し、または日本航空および (株) JMB が適当と認める方法で告知します。当該通知または告知の後に、会員が PassAge を利用したときは、会員は新会員規約を承諾したものとします。	日本航空および JALサンライツ は必要と認めるときに、本規約を改定することができるものとします。本規約が改定された場合には、日本航空および JALサンライツ は相当の期間において、本規約を変更する旨および新会員規約ならびに改定の効力発生日およびその内容を会員宛に通知し、または日本航空および JALサンライツ が適当と認める方法で告知します。当該通知または告知の後に、会員が PassAge を利用したときは、会員は新会員規約を承諾したものとします。
第3条	第1項	会員とは、本規約を承諾のうえ、日本航空および (株) JMB に PassAge の入会を申し込み、(株) JMB が所定の審査のうえ入会を承認した法人または団体をいいます。	会員とは、本規約を承諾のうえ、日本航空および JALサンライツ に PassAge の入会を申し込み、 JALサンライツ が所定の審査のうえ入会を承認した法人または団体をいいます。
	第2項	会員は、PassAge の利用に関して生じる会員に対する日本航空の債権が、その発生と同時に日本航空から (株) JMB に譲渡されることを承諾するものとします。	会員は、PassAge の利用に関して生じる会員に対する日本航空の債権が、その発生と同時に日本航空から JALサンライツ に譲渡されることを承諾するものとします。
第4条	第1項	(株) JMB は、会員に対し所定の方法により会員番号と有効期限を通知します。	JALサンライツ は、会員に対し所定の方法により会員番号と有効期限を通知します。
	第2項	(株) JMB は、PassAge の有効期限までに退会の申し出のない会員で、(株) JMB が審査のうえ引き続き会員と認めた場合、有効期限を更新し通知します。	JALサンライツ は、PassAge の有効期限までに退会の申し出のない会員で、 JALサンライツ が審査のうえ引き続き会員と認めた場合、有効期限を更新し通知します。
	第3項	(株) JMB は、会員に一旦通知した会員番号を無効とすることおよび新たな会員番号を発行することができるものとし、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。その場合、(株) JMB は会員に対し、その旨を書面その他の方法により通知します。	JALサンライツ は、会員に一旦通知した会員番号を無効とすることおよび新たな会員番号を発行することができるものとし、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。その場合、 JALサンライツ は会員に対し、その旨を書面その他の方法により通知します。
第5条	第1項	会員は、あらかじめ申込書により (株) JMB に届け出て、かつ、(株) JMB が承認した旅行会社、または PassAge の利用可能な航空会社（以下「利用店」という）でのみ精算することができます。なお、(株) JMB は旅行会社の承認をいつでも取り消すことができるものとします。会員は所定の方法により、利用店に対し、会員番号を通知するものとします。	会員は、あらかじめ申込書により JALサンライツ に届け出て、かつ、 JALサンライツ が承認した旅行会社、または PassAge の利用可能な航空会社（以下「利用店」という）でのみ精算することができます。なお、 JALサンライツ は旅行会社の承認をいつでも取り消すことができるものとします。会員は所定の方法により、利用店に対し、会員番号を通知するものとします。
	第2項	会員は、航空券および (株) JMB が別途定める渡航関連費用（発券手数料、査証代等）の支払いを行うことができます。	会員は、航空券および JALサンライツ が別途定める渡航関連費用（発券手数料、査証代等）の支払いを行うことができます。
	第5項	日本航空または (株) JMB は、信用状況等の変化その他の諸般の事情を鑑みて、会員の PassAge の利用をお断りすることがあります。	日本航空または JALサンライツ は、信用状況等の変化その他の諸般の事情を鑑みて、会員の PassAge の利用をお断りすることがあります。
第6条	第1項	会員が会員番号および旅行会社を追加、変更または一部取り消しをする場合は、会員の代表者または管理責任者が所定の届出書により (株) JMB に届け出るものとします。	会員が会員番号および旅行会社を追加、変更または一部取り消しをする場合は、会員の代表者または管理責任者が所定の届出書により JALサンライツ に届け出るものとします。
第7条	第1項	会員は、PassAge に関して生じる一切の債務を (株) JMB に対して履行します。	会員は、PassAge に関して生じる一切の債務を JALサンライツ に対して履行します。
	第2項	会員またはその利用者により PassAge の不正利用等に起因して (株) JMB が損害を被った場合には、会員はその損害を賠償しなければなりません。	会員またはその利用者により PassAge の不正利用等に起因して JALサンライツ が損害を被った場合には、会員はその損害を賠償しなければなりません。
第8条		会員の PassAge の利用限度額は、(株) JMB が別に定めるところによります。この利用限度額は、(株) JMB の都合により変更できるものとします。	会員の PassAge の利用限度額は、 JALサンライツ が別に定めるところによります。この利用限度額は、 JALサンライツ の都合により変更できるものとします。
第9条	第1項	(株) JMB は、PassAge 利用代金等会員に対する債権を原則として毎月末日に締切り、原則として翌月第7営業日に会員宛に請求書を発行するものとします。	JALサンライツ は、PassAge 利用代金等会員に対する債権を原則として毎月末日に締切り、原則として翌月第7営業日に会員宛に請求書を発行するものとします。
	第2項	会員は、前項の請求額について、次のいずれかの方法により (株) JMB に支払うものとします。 (イ) 請求書受領月の末日（銀行休業日の場合は前営業日）までに (株) JMB の指定する銀行口座へ振り込み（振り込みに要する手数料は会員の負担） (ロ) 請求書受領月の27日（休日の場合は翌営業日）にあらかじめ届け出た預金口座からの自動引き落とし	会員は、前項の請求額について、次のいずれかの方法により JALサンライツ に支払うものとします。 (イ) 請求書受領月の末日（銀行休業日の場合は前営業日）までに JALサンライツ の指定する銀行口座へ振り込み（振り込みに要する手数料は会員の負担） (ロ) 請求書受領月の27日（休日の場合は翌営業日）にあらかじめ届け出た預金口座からの自動引き落とし
		第3項	会員は、前項 (ロ) に係わる口座振替の業務を (株) JMB の指定した代行会社に行わせることを承諾します。
第10条	第1項	会員が PassAge を退会する場合は、会員の代表者または管理責任者が所定の届出書により (株) JMB に届け出るものとし、会員は、退会の届出と同時に (株) JMB に対する債務の全額を支払わなければなりません。ただし、(株) JMB が認める場合には、前条に定める支払方法によるものとします。	会員が PassAge を退会する場合は、会員の代表者または管理責任者が所定の届出書により JALサンライツ に届け出るものとし、会員は、退会の届出と同時に JALサンライツ に対する債務の全額を支払わなければなりません。ただし、 JALサンライツ が認める場合には、前条に定める支払方法によるものとします。
第11条		日本航空または (株) JMB は会員の適格性について入会后、定期・不定期の再審査を行うことがあります。この場合、会員は日本航空または (株) JMB の求める資料の提出に応じなければなりません。	日本航空または JALサンライツ は会員の適格性について入会后、定期・不定期の再審査を行うことがあります。この場合、会員は日本航空または JALサンライツ の求める資料の提出に応じなければなりません。

	第1項	<p>会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、(株) JMB は会員に対し、何らかの通知および催告をすることなく会員資格を取り消すことができます。会員は、これに対し異議を申し立てることはできません。</p> <p>(イ) 会員が入会時に虚偽の申告をした場合 (ロ) 本規約のいずれかに違反した場合 (ハ) (株) JMB に対する債務の履行の一つでも怠った場合 (ニ) 会員の信用状況に重大な変化が生じた場合 (ホ) PassAge 利用状況または利用額等が適当でない(株) JMB が判断した場合や会員番号の管理が適切でない認められた場合</p>	<p>会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本航空およびJALサンライズは会員に対し、何らかの通知および催告をすることなく会員資格を取り消すことができます。会員は、これに対し異議を申し立てることはできません。</p> <p>(イ) 会員が入会時に虚偽の申告をした場合 (ロ) 本規約のいずれかに違反した場合 (ハ) JALサンライズに対する債務の履行の一つでも怠った場合 (ニ) 会員の信用状況に重大な変化が生じた場合 (ホ) PassAge 利用状況または利用額等が適当でないJALサンライズが判断した場合や会員番号の管理が適切でない認められた場合</p>
第12条	第2項	<p>前項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、(株) JMB は会員に対し、何らかの通知および催告をすることなく、利用店に当該会員の会員資格の取り消しを連絡し法的措置をとることがあります。また、(株) JMB が取り立てに要した費用(実際に支出した弁護士費用含む)は、会員が一切負担しなければなりません。</p>	<p>前項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、日本航空およびJALサンライズは会員に対し、何らかの通知および催告をすることなく、利用店に当該会員の会員資格の取り消しを連絡し法的措置をとることがあります。また、JALサンライズが取り立てに要した費用(実際に支出した弁護士費用含む)は、会員が一切負担しなければなりません。</p>
	第3項	<p>第1項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、会員は第9条の規定にかかわらず、期限の利益を失い、残債務額を完済しなければなりません。ただし、会員は、会員資格取り消し時までに発券された航空券類のうち未使用分がある場合は、ただちにそれらを(株) JMB または利用店に返還するものとします。</p>	<p>第1項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、会員は第9条の規定にかかわらず、期限の利益を失い、残債務額を完済しなければなりません。ただし、会員は、会員資格取り消し時までに発券された航空券類のうち未使用分がある場合は、ただちにそれらをJALサンライズまたは利用店に返還するものとします。</p>
	第13条	<p>会員と日本航空および(株) JMB は、当事者のいずれかが次のいずれかの項に違反していると合理的に判断した場合は、他の当事者に対して何らかの通知、催告を要せず、また自己の債務の履行提供をせずにただちに、契約の全部または一部を解除することができます。またこれにより損害が生じた場合は、原因当事者が賠償するものとします。</p>	<p>会員と日本航空およびJALサンライズは、当事者のいずれかが次のいずれかの項に違反していると合理的に判断した場合は、他の当事者に対して何らかの通知、催告を要せず、また自己の債務の履行提供をせずにただちに、契約の全部または一部を解除することができます。またこれにより損害が生じた場合は、原因当事者が賠償するものとします。</p>
第13条	第1項	<p>会員と日本航空および(株) JMB は、現在または将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(イ) 暴力団 (ロ) 暴力団員 (ハ) 暴力団準構成員 (ニ) 暴力団関係企業 (ホ) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ (ヘ) その他前各号に準ずるもの</p>	<p>会員と日本航空およびJALサンライズは、現在または将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(イ) 暴力団 (ロ) 暴力団員 (ハ) 暴力団準構成員 (ニ) 暴力団関係企業 (ホ) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ (ヘ) その他前各号に準ずるもの</p>
	第2項	<p>会員と日本航空および(株) JMB は、現在または将来にわたって、前号の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者(以下「反社会的勢力等」という)と次の各号のいずれかに該当する関係を有しないこと。</p> <p>(イ) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係 (ロ) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係 (ハ) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係 (ニ) その他の反社会的勢力等との社会的に避難されるべき関係</p>	<p>会員と日本航空およびJALサンライズは、現在または将来にわたって、前号の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者(以下「反社会的勢力等」という)と次の各号のいずれかに該当する関係を有しないこと。</p> <p>(イ) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係 (ロ) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係 (ハ) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係 (ニ) その他の反社会的勢力等との社会的に避難されるべき関係</p>
	第3項	<p>会員と日本航空および(株) JMB は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないこと。</p> <p>(イ) 暴力的な要求行為 (ロ) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (ハ) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (ニ) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為 (ホ) その他前各号に準ずる行為</p>	<p>会員と日本航空およびJALサンライズは、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないこと。</p> <p>(イ) 暴力的な要求行為 (ロ) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (ハ) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (ニ) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為 (ホ) その他前各号に準ずる行為</p>
第14条	第1項	<p>会員の代表者または管理責任者は、申込書にて(株) JMB に届け出た事項について変更があった場合は、遅滞なく所定の方法により(株) JMB に届け出るものとします。</p>	<p>会員の代表者または管理責任者は、申込書にてJALサンライズに届け出た事項について変更があった場合は、遅滞なく所定の方法によりJALサンライズに届け出るものとします。</p>
	第2項	<p>会員は、前項の届け出がないため、(株) JMB からの通知または送付書類、支払金その他が延着し、または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなされても異議ないものとします。</p>	<p>会員は、前項の届け出がないため、JALサンライズからの通知または送付書類、支払金その他が延着し、または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなされても異議ないものとします。</p>
第15条		<p>会員は、(株) JMB に対する債務を約定期日に支払わない場合には、その翌日より完済に至るまで、年 14.6%の割合による損害金を付加して支払うものとします。</p>	<p>会員は、JALサンライズに対する債務を約定期日に支払わない場合には、その翌日より完済に至るまで、年 14.6%の割合による損害金を付加して支払うものとします。</p>
第16条		<p>会員は、日本航空または(株) JMB が加盟する信用情報機関および当該信用情報機関と提携する信用情報機関に会員の信用情報が登録されている場合には、日本航空または(株) JMB がこれを利用することに同意するものとします。</p>	<p>会員は、日本航空またはJALサンライズが加盟する信用情報機関および当該信用情報機関と提携する信用情報機関に会員の信用情報が登録されている場合には、日本航空またはJALサンライズがこれを利用することに同意するものとします。</p>
第17条	第1項	<p>日本航空および(株) JMB は会員より取得した会員情報および個人情報については、PassAge サービスの提供、およびそれに関連する業務、会員からのお問い合わせ等への対応に利用します。</p>	<p>日本航空およびJALサンライズは会員より取得した会員情報および個人情報については、PassAge サービスの提供、およびそれに関連する業務、会員からのお問い合わせ等への対応に利用します。</p>
	第2項	<p>日本航空および(株) JMB は利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報の取り扱いを自社以外の第三者に委託することがあります。この場合には、十分な経験・能力を有する者を選定するとともに、契約にあたって守秘義務に関する事項等を規定し、情報が適正に管理されることを担保し、適切に管理・監督を行います。</p>	<p>日本航空およびJALサンライズは利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報の取り扱いを自社以外の第三者に委託することがあります。この場合には、十分な経験・能力を有する者を選定するとともに、契約にあたって守秘義務に関する事項等を規定し、情報が適正に管理されることを担保し、適切に管理・監督を行います。</p>
第18条		<p>会員と日本航空および(株) JMB は、本規約有効期間中および PassAge の利用終了後も、本規約の履行に伴い知り得た情報を他の当事者の事前の書面による承諾なく第三者に開示し、または公表しないものとします。</p>	<p>会員と日本航空およびJALサンライズは、本規約有効期間中および PassAge の利用終了後も、本規約の履行に伴い知り得た情報を他の当事者の事前の書面による承諾なく第三者に開示し、または公表しないものとします。</p>
第19条		<p>本規約に定めのない事項については、会員と日本航空および(株) JMB は別途誠意をもって協議するものとします。</p>	<p>本規約に定めのない事項については、会員と日本航空およびJALサンライズは別途誠意をもって協議するものとします。</p>